

○奈良県警察職員の勤務に関する訓令の運用について

(平成4年7月31日例規第40号)

[沿革] 平成4年9月例規第50号、7年4月第18号、9年8月第32号、10年11月第42号、11年3月第14号、9月第41号、13年5月第26号、19年5月第23号、21年11月第30号、23年9月第28号、26年2月第5号、29年3月第6号、第7号、30年3月第8号、31年3月第18号、第19号改正

奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号。以下「勤務訓令」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 勤務制、勤務時間及び週休日（第2条関係）

(1) 勤務制

ア 毎日勤務及び交替制勤務は、それぞれの職種に応じそれぞれ勤務訓令別表に掲げる勤務を行うものとする。

イ 勤務訓令別表の職員の範囲に定める「6週間ごとの期間につき7回の割合で当直勤務に従事する職員」とは、6日ごとに当直勤務に従事する職員をいう。

ウ 勤務訓令別表の職員の範囲に定める「7週間ごとの期間につき7回の割合で当直勤務に従事する職員」とは、6日ごとに当直勤務に従事するとともに、日曜日に当直勤務に従事した場合は、当該日曜日から数えて2度目の土曜日に当直勤務に従事する職員をいう。

エ 勤務訓令第2条第3項の規定に基づき、所属長が交替制勤務を行う職員（以下「交替制勤務員」という。）に毎日勤務を命ずることができる職員は、次のとおりとする。

(ア) 所属長、副隊長

(イ) 庶務係、装備係等交替制勤務になじまない業務を行う者

(ウ) 交替制勤務になじまない特別の業務に従事する場合に、当該業務を命ぜられる者（当該業務を行う期間に限る。）

オ 勤務訓令第2条第3項の規定に基づき、所属長が毎日勤務を行う職員（以下「毎日勤務員」という。）に交替制勤務を命ずることができるのは、当該所属に交替制の業務があり、かつ、当該業務を処理するため特に必要がある場合で、当該業務を処理するため必要と認められる期間に限るものとする。

(2) 勤務時間

ア 毎日勤務

毎日勤務員の勤務時間は、原則として、職員の勤務パターンの指定について（平成4年7月例規第41号。以下「勤務パターン例規」という。）別表3の(1)に定める基本パターンとし、所属の実情に応じて所属長が勤務パターン例規別表3の(2)から(6)までに定める勤務時間を指定するものとする。

イ 交替制勤務

交替制勤務員の勤務時間は、当番日については、警察署の地域警察官（1当番日における勤務員が3人以上である交番、自動車警ら班及び直轄警ら班において、当該勤務員の中から所属長が必要と認めて特に命じた者を除く。）は午前9時30分から翌日の午前9時30分までの間に、その他の勤務員は午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間にそれぞれ15時間30分とし、日勤日については、勤務パターン例規に定める毎日勤務の勤務パターンを準用し、当該勤務パターンから所属長が指定する7時間45分とする。

(3) 当直勤務の取扱い

ア 警察署に勤務する毎日勤務員については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める宿直勤務時間に対して宿直勤務手当を支給するものとする。

(ア) 日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日をいう。以下同じ。）である日を除く。） 午後7時から翌日の午前6時まで

(イ) 金曜日、土曜日及び日曜日から木曜日までの日において翌日が休日となる日 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

イ 警察署に勤務する毎日勤務員のうち宿直勤務を命ぜられる者の日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午後5時15分から午後7時までの間及び月曜日から金曜日まで（当該曜日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午前6時から午前8時30分までの間並びに日曜日、土曜日又は休日の午前8時30分から午後5時15分までの間の勤務（以下「閉庁日等勤務」という。）については、原則として警察署長及び副署長又は次長は勤務していないことから、当該職員は、警察署長があらかじめ統括責任者又は統括副責任者（当直勤務における当直長及び副当直長に相当するものをいう。以下「統括責任者等」という。）として指定した者の指揮下において勤務すること。

ウ 統括責任者等は、本来の分掌事務のほか、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第48条第3項に規定する事務を行うものとする。

エ 警察本部に勤務する職員が土曜日、日曜日及び休日に当直勤務を命ぜられた場

合は、午前8時30分から午後5時15分までの間には日直勤務手当を、午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間には宿直勤務手当を支給するものとする。

(4) 勤務制の変更

ア 所属長は、毎日勤務員に交替制勤務を行わせる場合又は交替制勤務員に毎日勤務を行わせる場合（6日以上期間において連続して当該勤務を行わせる場合に限る。）は、勤務制の変更を命ずるものとする。この場合において、勤務制の変更命令は、公務の必要上緊急やむを得ない場合を除き、原則として当該勤務を行わせる日の前日までに行うものとする。

イ アの場合において、所属長は、当該職員の分掌事務以外の事務に従事させるときは、兼務の分掌命令を発するものとする。

ウ 毎日勤務員に交替制勤務を行わせる場合の各種手当の支給は、交替制勤務員と同様に扱うものとする。

(5) 勤務時間の割振り変更

ア 所属長は、次に掲げる場合は、勤務時間の割振りの変更を命ずるものとする。

この場合において、勤務時間の割振りの変更命令は、公務の必要上緊急やむを得ない場合を除き、原則として当該勤務を行わせる日の前日までに行うものとする。

(ア) 毎日勤務員又は交替制勤務員の勤務計画（交替制勤務員にあっては日勤に限る。）に指定する勤務時間と異なる勤務時間に勤務させる場合

(イ) 毎日勤務員に交替制勤務を行わせる場合（6日未満の期間において断続的に交替制勤務を行わせる場合に限る。）

イ アの(イ)の場合において、所属長は、当該勤務員の勤務開始日（以下「当番日」という。）に当たる日の全勤務時間と勤務終了日（以下「非番日」という。）に当たる日の全勤務時間を合計した時間（15時間30分）を当番日の勤務開始時刻（午前8時30分（交番、自動車警ら班、直轄警ら班及び署所在地勤務員にあっては、午前9時30分））から非番日の勤務終了時刻（午前8時30分（交番、自動車警ら班、直轄警ら班及び署所在地勤務員にあっては、午前9時30分））までの官に割り振りして勤務を命ずるものとする。

ウ 勤務を命ぜられる者の当番日又は非番日に当たる日のいずれかに、週休日があるときは、勤務訓令第7条に規定する週休日の振替の手続きを行うものとする。

エ アの規程により勤務時間の割振りの変更を命じた場合で、変更後の勤務時間の一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に当たるときは夜間勤務手当を、当番日又は非番日が休日に当たるときは休日勤務手当をそれぞれ支給するものとする。

2 勤務計画（第3条関係）

(1) 休日と週休日の関係

ア 毎日勤務員（交番所長等を除く。イにおいて同じ。）については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）に、原則として週休日を割り振らないこと。ただし、土曜日と祝日等が重なる日を除く。

イ 毎日勤務員について、12月29日から翌年の1月3日までの期間中の土曜日及び日曜日の日数分だけ、週休日を当該期間中（1月1日（1月1日が日曜日である場合は1月2日）を除く。）に割り振ること。

(2) 指定及び通知の方法

勤務計画の指定及び通知は、勤務管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務時間、休暇、給与等に関する事務の処理を行うシステムで警務部警務課長が管理するものをいう。）により行うものとする。

3 休日（第5条関係）

(1) 交替制勤務員、交番所長並びに生活安全部地域課鉄道警察隊及び駐在所に勤務する警察官（以下「交番所長等」という。）については、休日であっても勤務するものとし、当該勤務について、休日勤務手当を支給するものとする。

(2) 警察署の毎日勤務員（交番所長及び駐在所に勤務する警察官を除く。）のうち、閉庁日等勤務を行う者については、休日であっても勤務するものとし、当該勤務を行わない者（あらかじめ特に勤務する必要がある者として勤務を命ぜられた者を除く。）については、原則として勤務を命じないものとする。

(3) 所属長は、前記(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に対して、休日にあっては、公務の必要から特に勤務することを命ぜなければならない場合を除き、原則として勤務を命じないものとする。

(4) 休日に閉庁日等勤務を行った職員及び業務の必要による勤務命令に基づき休日に勤務した職員については、休日勤務手当を支給するものとする。ただし、当該勤務による勤務時間が7時間45分（休憩時間を含まない。）を超える場合に限り、職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）は当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）の指定を求めることができるものとし、この場合においては、休日勤務手当は支給しないものとする。

4 休日の代休日の指定（第6条関係）

(1) 代休日の指定は、休日に職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）に対して特に勤務を命じ、7時間45分以上勤務させた場合において、当該職員からの申し出

により行うものとし、勤務時間が7時間45分未満である場合には代休日の指定はできないので誤りのないようにすること。

(2) 職員（交替制勤務員及び交番所長等を除く。）があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合又は代休日の指定を申し出ない場合には、代休日の指定は行わないものとする。

(3) 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの週休日及び休日以外の日に行うものとする。

5 週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更（第7条関係）

(1) 週休日の振替え等の原則

ア 業務上の必要により週休日に職員に勤務を命ずる場合には、振替えによることとし、当該職員の週休日を減少させないよう努めること。

イ 週休日の振替えを行う場合は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする、前4週間及び後8週間の期間内のその職員の勤務日を週休日に変更すること。

ウ 週休日に7時間45分以上の勤務を命ずる必要がある場合は、一の7時間45分勤務日と振り替えることとし、7時間45分を超えた分の勤務時間については、超過勤務として処理すること。

エ 週休日に4時間の勤務を命ずる場合には、4時間の勤務時間の割振り変更を行い、イに定める期間内の他の勤務日の始業時からの4時間又は終業時までの4時間に割振り変更することとし、4時間未満の勤務を命ずる場合は、超過勤務として処理すること。

オ 週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替え等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。

カ 週休日の振替え等を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日又は4時間の勤務時間を割り振ることをやめる日に変更される勤務日の勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯に割り振ること。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要である場合はこの限りでない。

キ 週休日の振替え等により勤務することを命ずる必要がある日の休憩時間については、当該勤務を命ずる時間と同時間の勤務時間が割り振られている日の休憩時間に準ずるものとする。ただし、業務の必要上これにより難しい場合には、変更権

者（勤務訓令第7条第2項に規定する者をいう。）は、休憩時間について別に定め、これを職員に通知すること。

(2) その他

ア 交替制勤務員及び交番所長等を除く職員について、祝日等については、週休日の振替え等により週休日とし、又は4時間の勤務時間を割り振ることをやめることはしないこと。

イ 休日に業務の必要により特に勤務を命ずる場合において、当該休日が週休日とされている職員が4時間以上又は7時間45分以上勤務したときは、週休日の振替え等を行うものとする。

6 超過勤務又は休日勤務の命令（第8条関係）

所属長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、法令等に規定する時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務の命令を行うものとする。